

### 3 池田光行議員

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について
- 2 ペット飼育のマナーについて



#### 1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について

昨年に中華人民共和国の武漢市で発生した新型のコロナウイルスは発生国の不誠実な対応により全世界へと伝播し各国の防疫体制が遅れ、100年前に発生したスペイン風邪以来のパンデミックとなり、世界経済が停滞し、世界大恐慌への兆しを見せている。日本では昨年の消費税増税により低調な経済が回復しないまま東日本大震災、サブプライムローンによる不況を凌駕する状況になっている。国・道ではコロナウイルス感染症に関する緊急経済対策で、特別定額給付金、持続化給付金、経営持続化臨時特別支援金などの事業で経済の下支えをしている。

岩内町も独自制度として、緊急経営支援補助金、飲食サービス事業者等家賃補助事業、事業者応援定額給付金事業、地域応援クーポン事業、温泉使用料減免事業、上下水道料金免除事業、新しい生活様式定着事業、7種類の対策事業を実施しているが、これらの実施状況を、町が窓口となっている国の特別定額給付金も併せてお知らせください。

岩内町を含め岩宇4町村、南後志ではいまだに新型コロナウイルス感染者がいませんが、今後、感染の蔓延の防止に向け、3つの密を避け、新しい生活様式を進めていくことで、社会活動、経済活動が活性化してゆく段階において岩内町でも感染者が発生することが想定されます。国、道では感染者の早期発見のために、保健所の帰国者・接触者相談センターと、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課への相談を告知していますが、いまだに病院を直接受診するなど、対応方法を把握されていない町民が少なからずいらっしゃいます。

医療機関への過度な負担と不要な混乱を避けるためにも、改めて分かりやすい対応方法を再度周知し、町民の安心に応えるべきと思いますが見解を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について、2項目のご質問であります。

1項めは、岩内町の独自制度として実施している7種類の対策事業および町が窓口となっている国の特別定額給付金、それぞれの実施状況についてであります。

はじめに、岩内町の独自制度について、6月19日現在の実施状況を、順次お答えいたします。

緊急経営支援補助金は、金融機関で融資を受けた場合に生じる利子を、最大15万円補助するものであり、申請件数は25件で、予算額1千万円に対して、交付決定額は134万3千円であります。

飲食サービス事業者等家賃補助事業は、飲食サービス事業者および該当する店舗の家賃を減免している不動産オーナーを対象に、家賃2ヵ月分、合わせて最大10万円補助するものであり、申請件数は56件で、予算額1千万円に対して、交付決定額は437万4千円であります。

事業者応援定額給付金事業は、宿泊業、飲食サービス事業者など、特定業種の事業者を対象に、1事業者あたり10万円を給付するものであり、申請件数は164件、予算額2千5百万円に対して、交付決定額は1千400万円であります。

地域応援クーポン事業は、町内の飲食店および食料品小売店を応援するため、1人2千円分のクーポンを全町民に配布するものであり、6月10日に全世帯への発送を完了し、172の参加店での利用が可能となっております。

温泉使用料減免事業は、円山地区の温泉旅館・ホテル事業者を対象に、4月から9月分までの温泉使用料全額を減免するものであり、既に、事務手続きが完了しております。

上下水道料金免除事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の5月分、6月分の上下水道料金を免除するものであり、5月分は町内東地区の検針月となっておりますが、免除決定件数は241件、免除決定額は、水道料金が342万9千円、メーター使用料が19万円、下水道使用料が115万2千円となっております。

なお、町内西地区につきましては、6月分が検針月となっておりますので、今後、免除を実施してまいります。

新しい生活様式定着事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町民1人につき、10枚のマスクを配布するものであり、6月5日までに、計1万2,185人への発送を完了したところであります。

次に、本町が窓口となっております、国民1人あたり10万円の給付を行う、特別定額給付金につきましては、令和2年5月11日より申請受付を開始し、6月19日現在、対象世帯6,716件に対し、申請件数が6,508件で、申請率は96.9%となっております。

2項めは、医療機関への過度な負担と不要な混乱を避けるためにも、改めて分かりやすい対応方法を再度周知し、町民の安心に応えるべきと思いますが、見解を伺いますについてであります。

先般の緊急事態宣言の解除後は、国や北海道から、新しい生活様式と、新北海道スタイルの実践を要請される中、今もなお、札幌市内において集団感染が

確認されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束には、長期間を要すると思われる状況にあります。

このため、町におきましては、感染症拡大防止のため、北海道保健福祉部や厚生労働省、岩内保健所などにおける帰国者・接触者相談センターの相談窓口について、広報の折り込みチラシのほか、ホームページや防災行政無線、さらには、役場玄関ホールの掲示板を活用し、その周知に努めているところであります。

しかしながら、国の、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安のうち、当初示された、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くから、現在は、比較的軽い風邪症状が続いたら直ぐに相談といった内容に改訂がなされていることが十分に町民の皆様に理解されず、保健所への相談や医療機関への受診において、戸惑いもあったとの声も寄せられております。

こうしたことから、町といたしましても、さらなる感染症の拡大に備え、岩内古宇郡医師会や岩内協会病院と意見交換を行い、この中で受診の目安や相談体制等について貴重な意見もいただいております。

今後は、こうした意見も参考に保健所とも連携し、国や北海道からの情報をわかりやすく、的確に町民の皆様へ提供できるよう、周知活動を強化してまいります。

## 2 ペット飼育のマナーについて

日本のペットの数は犬猫を合わせると2,000万頭にもなり、15歳未満の子供の人口より多く飼育され、ペットと生活することは、ストレスと不安が減り健康が向上する、子供の成長を促す、社会交流の場が増えるなど様々な効果があるといわれています。

しかし、ペットに関する事件も発生しています。先月、多頭飼育崩壊により劣悪な環境下で飼われていた230頭の猫が保護されたとの報道がありました。過去には犬の多頭飼育による糞尿の匂いと鳴き声による地域住民への迷惑、鳴き声による隣人とのトラブル、そのことによる傷害事件なども起きています。

さらには、先月国内で14年ぶりに狂犬病の患者が確認されたと報道がありました。狂犬病は発症するとほぼ100%の致死率で大変危険なウイルス感染症であり海外では毎年約5万人の死者を出しています。狂犬病予防法で生後91日以上の子には登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられていますが、犬の登録と予防接種の状況についてお知らせください。

また、岩内町でも、犬の散歩時に糞尿を始末しない飼い主が見受けられますし、空き家や廃屋を住处としている飼い主のいない猫、野良猫に餌付けする方がいて、繁殖し糞尿の匂いや、庭をいたずらするなどの苦情を耳にします。

例えばペット対策の先進地、札幌市では鳥獣被害対策も含めて、動物管理センターを設置し、ペットの飼い方と飼育マナーとして守ってほしい5か条として、  
1. 動物の習性等を正しく理解し、飼い方などの知識を持ち、飼い始めてからは、動物の種類に応じた適切な飼育をして健康・安全に気を配り最後まで責任をもって飼う。

2. 糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させず、公共の場所を汚さない。動物の種類に応じて躰や訓練をして人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかける。

3. 管理できる数を超えず、生まれる命に責任が持てないのであれば不妊・去勢手術でむやみに繁殖させない。

4. 動物による感染症の知識を持ち自分や他人への病気の感染を防ぐ。

5. 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにするためマイクロチップ、名札をつける、など注意喚起をしていますが、町における、動物管理センターの設置までは望みませんが、その基本理念である、人と動物が共生する社会の実現に向けて、動物愛護管理の基本的な計画を策定し、町民に周知をすべきと思いますが考えを伺います。

町営住宅での小動物の飼育は許可されていないと思いますが、犬や猫のペットを飼われている住民が相当数いらっしゃいます。入居の際にペットを家族や知人に委ねた方や規則を遵守して我慢されている方との不公平な状況が生まれています。本来これは入居規定の不履行で退去すべき事項だと思います。このような入居者に対しこれまで、どのような対応をしていたのか。さらには、ペットの飼育可能な賃貸住宅もありますが、町営住宅にも飼育可能な住居を一定数確保するなどの対応も含め、今後の考えを伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

ペット飼育のマナーについて、4項目のご質問であります。

1項めは、犬の登録と予防接種の状況についてであります。

本町における犬の登録件数は、令和元年度末で、486件であり、そのうち、狂犬病の予防注射を受けている件数は、286件であります。

2項めは、動物愛護管理の基本的な計画の策定及び町民への周知についてであります。

動物愛護管理推進計画については、動物愛護管理法に基づき、北海道においては策定済みであり、本計画の推進にあたっての市町村の役割も定められており、市町村には策定義務が課せられていないことから、町での計画策定は予定しておりませんが、ご指摘のとおり、ペットの飼育マナー等の遵守が大きな課題であると認識しております。

このため、犬の糞尿の処理など、ペットの飼い方について、これまでも、広報や防災無線などによる定期的な啓発を行ってきたほか、町のホームページにも、犬や猫の飼い方やマナーなどのコーナーを常設しているところでもあります。

また、春と秋、年2回の狂犬病予防注射事業の時期に合わせ、飼い主の方、全員に対し、啓発用チラシを直接送付し、予防注射の必要性と、飼い主のモラルやマナーについて周知を行っているところであり、今後におきましても、効果的な周知方法を模索しながら、啓発活動に努めてまいります。

3項めの、ペットを飼われている町営住宅入居者に対し、これまでどのような対応をしていたのか、についてと、4項めの、町営住宅にも飼育可能な住居を一定数確保するなど今後の考えは、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町営住宅におけるペットの飼育については、公営住宅法第27条第1項において、入居者の保管義務等として、公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないとあり、また、岩内町営住宅条例第21条第3項において、入居者の保管義務等として、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならないと規定されております。

このことから、町としては、住戸内の著しい損傷や悪臭の発生などにより正常な状態を維持することが困難になること、また、匂いや鳴き声が他の住民に迷惑を及ぼすことなども危惧されることから、犬や猫などのペットの飼育は禁止としており、入居者に対しては、入居当初よりこれらのペットを飼ってはいけない旨の説明に加えて、今年度からは、入居の際の契約書である入居請書にも、その旨を記載しているところでもあります。

しかしながら、現状として、ペットの鳴き声などに関する苦情も見受けられることから、それら苦情が寄せられた場合には、その都度、担当職員による注意・指導を行っているほか、例年実施している収入申告の際に、それらのペットを飼っていないかの確認をするなど、継続的に注意・指導を行っているところでもあります。

現在進めている住替事業に係る入居者説明の際にも、犬や猫などのペットを飼える町営住宅はない旨を説明し、理解を得るよう努めているところでもあります。

次に、ペットの飼育可能な住戸を一定数確保するなどを含めた今後の考えに

ついてであります。仮に、ペットの飼育が可能な住戸を新規に確保しようとした場合、棟単位あるいは階数単位で用意することなどが考えられますが、現状においては、全ての町営住宅において入居者がいること、公募や住替に係る入退去があることから、現実的には、そのような住戸の確保は困難であり、対応できない状況にあります。

今後においても、犬や猫などのペットの飼育は禁止を一律のルールとし、引き続き、ペットの飼育はできない旨の注意・指導を粘り強く継続し、入居者の理解を得られるよう、取り組んでいこうと考えております。

しかしながら、全国的にペットを飼いたいというニーズも高くなっていることも認識しており、他の自治体における先進的な事例などの情報収集にも、努めてまいります。